

広島市立大学の学生の懲戒に関する規程

平成24年3月26日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則第52条第4項及び広島市立大学大学院学則第39条第2項の規定に基づき、学生の懲戒に関する必要な事項について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒の対象となる学生（以下「学生」という。）に対する懲戒は、大学の社会的責任と教育的配慮に基づいて行わなければならない。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び戒告とする。

(懲戒退学)

第4条 懲戒退学とは、学生の身分を失わせることをいう。この場合、再入学は認めない。

(停学)

第5条 停学期間は、原則無期とする。

- 2 停学期間は、在学年限に算入するが、修業年限には算入しない。ただし、短期（2か月未満）の場合には、修業年限に含めることができる。
- 3 停学期間が1年を超える場合は、学長は退学の勧告を行うことができる。
- 4 停学期間中は学生の登校を禁止し、教育課程の履修、課外活動及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学生が所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）が指導教育上必要があると認めたときは、この限りでない。

(戒告)

第6条 戒告は、文書により注意を与え、将来を戒めることをいう。この場合、学生が所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会（以下「教授会等」という。）が指名する指導教員による指導を一定期間受けるものとする。

- 2 前項の指導が1年を超える場合は、学長は退学の勧告を行うことができる。

(懲戒の要否等)

第7条 懲戒の要否、種類及び内容（以下「懲戒の要否等」という。）を判断するに当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮し、別に定める懲戒処分等の標準例を

参考にして総合的に判断するものとする。

- (1) 懲戒の対象となる行為の違法性の有無及びその内容
- (2) 懲戒の対象となる行為に至る動機及び行為の態様から判断した場合の「悪質性」の有無並びにその程度
- (3) 懲戒の対象となる行為がもたらす結果における、次に掲げる状況から判断した場合の「重大性」の有無
 - ア 人身損害（精神的損害を含む。）の有無及びその程度
 - イ 物的損害の程度
 - ウ 他の学生及び社会に与えた影響
- (4) 過去の懲戒の有無

（懲戒の手続）

第8条 学部長等は、懲戒の対象となる行為があったと認めるときは、学生が所属する教授会等において、その事実関係を調査し、懲戒の要否等について審査するものとする。

- 2 教授会等は、必要に応じて学部又は研究科（以下「学部等」という。）内に調査委員会を設置する。
- 3 学部長等は、懲戒が必要であると認めたときは、教授会等の議を経て事実関係について調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行うものとする。
- 4 懲戒の対象となる行為に悪質性、重大性が認められない場合は、懲戒とはせず、学部長等厳重注意等の指導を行う。
- 5 懲戒の対象となる行為が、異なる学部等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、学部長等は、相互に連携して、事実関係の調査及び審査を行うものとする。

（弁明の機会）

第9条 学部長等は、懲戒の対象となる行為の事実関係の調査を行うに当たり、学生に調査の趣旨を文書にて告知しなければならない。

- 2 学生は、前項の調査に際しては、口頭又は文書によって弁明を行うことができる。
- 3 前項の弁明は、第1項の告知後2週間以内に行わなければならない。

（懲戒の決定）

第10条 学長は、学部長等から懲戒の発議があったときは、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定する。

2 教育研究評議会は、改めて事実関係の調査を行う必要があると認めたときは、前条の規定を準用して調査及び審議を行う。

3 教育研究評議会は、懲戒の対象となる行為が異なる学部等に所属する複数の学生によって引き起こされ、複数の学部長等から発議のあった場合において、必要があると認めるときは、懲戒処分の種類及び内容について調整を行うものとする。

(懲戒処分の通知)

第11条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(再審査)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実の誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、当該事実を知った日の翌日から起算して60日以内に、その証拠となる事実を記載した書面により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を教育研究評議会に付議するものとする。

3 学長は、教育研究評議会が必要と認めたときは、教授会等に再審査を行わせるものとする。

(停学期間中の指導等)

第13条 学部等は、停学中の学生に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

2 前項の指導は、教授会等が指名する教員が行う。

(停学処分の解除)

第14条 学部長等は、停学期間中の学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、停学処分の解除が妥当であると認めたときは、教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、停学処分の解除を決定する。

3 停学処分の解除通知は、当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(停学期間中の受験及び履修手続等)

第15条 停学期間中における当該学生の期末試験の受験及び履修手続等について
は、原則としてこれらを認めない。

(謹慎)

第16条 学部長等は、懲戒処分が決定に至るまでの間、必要があると認めるときは、当該学生に謹慎を命ずることができる。

2 謹慎中は、学生の登校を禁止し、教育課程の履修、課外活動及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学生が所属する学部長等が教育上必要があると認めたときは、この限りでない。

3 謹慎の期間は、停学の期間に算入しない。

(非公開の原則)

第17条 懲戒処分を行った学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び事由等は、当該学生以外には明らかにしない。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、本学が作成する成績証明書等については、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(逮捕又は拘留時の取扱い)

第18条 学長は、学生が逮捕又は拘留されて学生本人に接見できない場合等であっても、学生が罪状を認めている場合等においては、必要に応じて、慎重に検討した上で懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分及び退学)

第19条 学長は、懲戒処分の決定前に、学生から退学の申出があった場合には、原則としてこの申出を受理しないものとする。

2 学部長等は、停学となっている学生から停学期間中に退学の申出があった場合は、教授会等の議を経て学長に発議することができる。この場合において、学長は、教育研究評議会の議を経て、許可できるものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに発生した懲戒の対象となり得る事実に対する懲戒の適用については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月25日から施行する。